



鉄道公報

昭和40年4月20日(火曜日)

号外

発行所 日本国有鉄道総裁室文書課
東京都千代田区丸の内1の1 電話(212)3779

発行人 総裁室文書課長 関 赴 夫

発売所 財団法人 日本交通文化協会
東京都千代田区丸の内3の4(日本交通協会ビル内)
電話(271)8747、8750 振替 東京 48244
【定価】1箇月 90円(別に送料実費をいただきます)

目次

達

- 踏切管理規程の一部改正
(総裁達第167号 1ページ)
- 私有貨車取扱基準規程
(運達第6号 1ページ)
- 速度制限別軌道構造基準規程
(施達第1号 23ページ)
- 踏切設備設置及び取扱基準規程
(施達第2号 27ページ)
- 踏切関係基準規程の切替えの達
(施達第3号 34ページ)
- 踏切改良計画等取扱基準規程の一部改正
(施達第6号 34ページ)
- 信号設備施設基準規程
(電達第2号 35ページ)
- 気動車検査施行基準規程
(工達第8号 35ページ)

達

●総裁達第167号

踏切管理規程(昭和39年4月総裁達第181号)の一部を次のように改正する。

昭和40年4月20日 総 裁

第4条及び第5条中「踏切保安部長」を「施設局長」に改める。

第5条第1号中「踏切設備の構造、設備条件、機能及び取扱に関する基準」を「踏切の設置基準並びに踏切設備の機能、設備基準、設備方及び取扱に関する基準」に改める。

第6条中「踏切保安部長」を「施設局踏切保安部長」に改める。

(施設局)

(新法規施設489ページ)

●運達第5号

車両管理規程(昭和39年4月総裁達第178号)第8条第1項第13号の規定に基づき、私有貨車の適正な保守管理を行ない、運転の安全と車両状態の維持向上をはかるため、私有貨車取扱基準規程を次のように定める。

昭和40年4月20日 運 転 局 長

私有貨車取扱基準規程

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
 - 第2章 私有貨車の承認、車籍編入、専用種別等(第4条—第9条)
 - 第3章 私有貨車の取扱い(第10条—第18条)
 - 第4章 私有貨車の検査及び改造(第19条—第27条)
- 附則

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 私有貨車の車籍編入の方法、専用種別、検査及び改造の取扱方並びに事故の処理については、車両管理規程によるほか、この規程の定めるところによる。

2 この規程に定めてない事項については、法令及び別に定めてあるものによる。

(注1) 法令のおもなものは、次のとおりである。

- (1) 日本国有鉄道運転規則(昭和30年運輸省令第5号)
- (2) 日本国有鉄道建設規程(昭和4年鉄道省令第2号)
- (3) 高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)
- (4) 高圧ガス取締法施行規則(昭和26年通商産業省令第68号)

(注2) 別に定めてあるもののおもなものは、次のとおりである。

- | 規 程 名 | 関 係 事 項 |
|--------------------------------|-----------------------|
| (1) 貨車検査基準規程(昭和39年11月運達第27号) | 貨車の検査の種類、検査別の検査対象箇所等 |
| (2) 貨車検査施行基準規程(昭和39年11月工達第12号) | 貨車の検査施行に伴う技術的数値及び制限事項 |

- (3) 車両共通部品等検査基準規程(昭和40年11月運達第18号) 車両共通部品等の検査の種類、検査別の検査対象箇所等
- (4) 車両共通部品検査施行基準規程(昭和40年11月工達第11号) 車両共通部品の検査施行に伴う技術的数値及び制限事項
- (5) 車両塗色及び標記基準規程(昭和39年7月工達第2号) 塗色及び標記
- (6) 車両直通運用基準規程(昭和40年3月運達第7号) 私有貨車料金の収受方
- (7) 連絡直通車両取扱基準規程(昭和39年7月運達第17号) 連絡直通の手続
- (8) 車両入出場及び回送基準規程(昭和40年1月運達第1号) 検査のため貨車を入出場区させる場合の手続、回送の取扱方等
- (9) 部外関連工事等経理基準規程(昭和40年1月経達第4号) 受託工事による費用の徴収方

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「私有貨車」とは、日本国有鉄道(以下「国鉄」という。)以外の者の所有する貨車で、国鉄の車籍(以下「車籍」という。)に編入したものをいう。
- (2) 「車籍編入」とは、国鉄以外の者の所有する貨車の保守管理上、国鉄の所有する貨車に準ずる取扱いを行なうため、車籍に編入することをいう。ただし、車両財産の移動は伴わないものとする。
- (3) 「専用種別」とは、私有貨車に専用に積載する貨物種別をいう。

(契約種別)

第3条 私有貨車の保守負担別及び車種又は専用種別ごとの契約種別は、別表第1に掲げるとおりとする。

第2章 私有貨車の承認、車籍編入、専用種別等

(車籍編入の手続)

第4条 国鉄以外の者の所有する貨車をその所有者が車籍に編入しようとする場合は、私有貨車車籍編入申請書(別表第3)及び私有貨車車籍編入に関する契約書(別表第4から第10まで)各2通を運輸局長に提出させるものとする。

第5条 前条の私有貨車車籍編入申請書には、車両製作仕様書及び図面を添附するものとし、その記載内容は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、国鉄規格部品の図面の添附は、省略することができ

る。

(1) 車両製作仕様書

ア 適用範囲

イ 形状、構造、材料及び寸法

(ア) 主要項目

- a 荷重 t
- b 自重 t
- c 最大寸法 mm
- d 車軸配置
- e 軸距 (又はボギー中心距離) mm
- f 床面積 (有ガイ車に限る。) 平方 m
- g 容積 立方 m
- h 積載物の比重
- i タンク車種別

(イ) 台ワク

台ワクの構造と主要部材の材料及び寸法

(ロ) 走り装置

走り装置の名称と主要部分品の種類

(ハ) 連結器装置

連結器装置の名称と主要部分品の種類

(ニ) 空気ブレーキ装置

空気ブレーキ装置の名称と主要部分品の種類、ブレーキ倍率、ブレーキ率、手ブレーキ又は側ブレーキ倍率及び手ブレーキ率

(ホ) 車体

車体(タンク車にあつてはタンク)の構造と主要部材の材料及び寸法

(ヘ) 附属装置

(セ) 特殊装置

(ソ) 塗装及び標記

(タ) その他参考事項

(2) 添附図面

ア 形式図

イ 台ワク

ウ 走り装置

エ 連結器装置

オ ブレーキ装置

カ 車体(タンク車にあつてはタンク)

キ 附属装置

ク 特殊装置

ケ 標記

(車籍編入の決定)

第6条 運輸局長は、私有貨車の車籍編入を決定した場合は、私有貨車原票に記入するとともに、別表第11により常備駅所管の支社長に通知するものとする。

支社長に通知するものとする

(車籍編入の条件)

第7条 前条に規定する車籍編入の条件については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 申請者の保有資格が適正であること。
- (2) 車両の構造及び機能が法令の定める関係規則並びに国鉄の定める規程及び規格に適合していること。
- (3) 専用貨物の輸送の可否を確かめること。
- (4) 車両の運用に適合した専用線を有すること。
- (5) 新形車両は、運転試験及び落成成績の良否を確かめること。

2 前項第4号に規定する専用線は、専用線規則(昭和38年4月19日国鉄省令第579号)第5条及び第18条の規定により承認を受けたものとする。
並規定
契約を締結したものに代る。

(車籍除外)

第8条 所有者が私有貨車を車籍から除外しようとする場合は、私有貨車車籍除外申請書(別表第12)を運転局長に提出させるものとする。

2 3支社長及び鉄道管理局長(以下これらを「鉄道管理局長等」という。)並びに工場長は、私有貨車が太破、腐朽又はその他の理由により車籍から除外することを適当と認められた場合は、車種番号及びその理由を私有貨車車籍除外調書(別表第13)に記載し、所管の支社長を経由して運転局長に上申するとともに、常備駅所管の支社長及び鉄道管理局長にこれを通知するものとする。

第9条 運転局長は、私有貨車の車籍除外を決定した場合は、私有貨車原票から削除するとともに、関係箇所に通知する。

第3章 私有貨車の取扱い

(専用種別の変更)

第10条 所有者が私有貨車の専用種別を変更しようとする場合は、私有貨車専用種別変更申請書(別表第14)を運転局長に提出させるものとする。

2 運転局長は、専用種別の変更を決定した場合は、私有貨車原票を訂正するとともに、常備駅所管の支社長に通知する。
支社長に

(臨時専用種別の変更)

第11条 常備駅(一時限りのものを含む。)所管の鉄道管理局長等は、所有者から私有貨車の専用種別を一時限り変更したい旨の申出があつた場合は、私有貨車臨時専用種別変更申請書(別表第15)を提出させ、私有貨車臨時専用種別変更表(別表第2)に基づき、材質、蒸気圧、比重、液取出装置等を審査のうえ決定し、貨物発送駅所管の鉄道管理局長等及び所有者に通知するものとする。ただし、ガソリン専用車に石油類を積載する場合は、私有貨車臨時専用種別変更届出書(別表第15)を使用に先き立つて提

出させ、審査を省略することができる。

2 前項に規定する臨時専用種別の期間は、6箇月以内とする。

3 現車には、車体両側の見やすい箇所に、臨時専用種別、積載制限事項及び期間の掲示をするものとし、掲示は、期間終了後すみやかに撤去しなければならない。

(常備駅の空車の留置)

第12条 常備駅において私有貨車を空車で留置する場合は、専用線内に収容させておかなければならない。一時限り常備駅を変更した場合も同様とする。

(常備駅の変更)

第13条 所有者が私有貨車の常備駅を変更しようとする場合は、私有貨車常備駅変更申請書(別表第16)を運転局長に提出させるものとする。

2 運転局長は、新常備駅を決定した場合は、関係支社長に通知するとともに、その旨を所有者に通知する。
支社長に

(第三者への臨時貸付及び臨時常備駅変更)

第14条 常備駅所管の鉄道管理局長等は、所有者から私有貨車を第三者に一時限り貸し付けたい旨の申出があつた場合は、私有貨車第三者使用申請書(別表第17)を提出させ、これを直ちに第三者使用により臨時常備駅となる駅を所管する鉄道管理局長等に移送しなければならない。

2 前項の私有貨車第三者使用申請書の移送を受けた鉄道管理局長等は、すみやかに審査のうえ、その可否を決定し、関係鉄道管理局長等及び所有者に通知するものとする。

第15条 常備駅所管の鉄道管理局長等は、所有者から一時限り常備駅を変更したい旨の申出があつた場合は、私有貨車臨時常備駅変更申請書(別表第18)を提出させ、これを直ちに臨時常備駅となる駅を所管する鉄道管理局長等に移送しなければならない。

2 前項の私有貨車臨時常備駅変更申請書の移送を受けた鉄道管理局長等は、すみやかに審査のうえ、その可否を決定し、関係鉄道管理局長等に通知するものとする。

第16条 第14条及び前条に規定する臨時貸付及び臨時常備駅変更の期間は、6箇月以内とする。

2 現車には、車体両側の見やすい箇所に、使用第三者名又は臨時常備駅名及び期間の掲示をするものとし、掲示は、期間終了後すみやかに撤去しなければならない。

(所有者名義の変更)

第17条 所有者が私有貨車の名義変更をしようとする場合は、私有貨車所有名義変更申請書(別表第19)及び新所有者名義の私有貨車車籍編入に関する

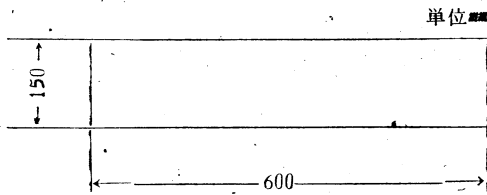
契約書各2通を運転局長に提出させるものとする。

2 名義変更の決定方については、第6条及び第7条の規定を準用する。

(標記及び揭示)

第18条 鉄道管理局長等は、臨時専用種別変更、常備駅変更(一時限りの場合を含む。)第三者使用による名義変更及び所有者名義変更による標記の書替え並びに揭示の取付け及び撤去については、所有者に施行させるものとする。ただし、所有者からの委託を受けた場合は、私有貨車委託工事申請書(別表第20)を提出させ、その費用を徴収して施行するものとする。

2 第11条第3項及び第16条第2項に規定する揭示は、木札又は鋼板とし、その大きさは次のとおりとする。



第4章 私有貨車の検査及び改造

(検査の施行)

第19条 私有貨車の検査については、次の各号に掲げるものを除いて、貨車検査基準規程及び貨車検査施行基準規程に基づいて国鉄において行なうものとする。ただし、第1号及び第2号に規定する貨車の全般検査時における車体外部の仕上塗装(甲号の2大物車を除く。)は、国鉄の負担において行なうものとする。

- (1) 契約種別甲号の2の貨車の全般検査、仕立検査(指定取替)及び著るしく加修を要する臨時検査並びに乙号の2から乙号の4までに掲げるタンク車及びホッパ車(台ワク以下の走行部分を除く。)に対する検査に伴う修繕
- (2) 契約種別乙号の1及び丙号に掲げる貨車に取り付けられた特殊装置(しや熱装置、保温装置等をいう。)及び特殊材質の部品に対する検査に伴う修繕及びタンク内部の塗装
- (3) その他 次に掲げるもの
 - ア 次の表の試験圧力によつてタンクの漏れが全面的に及んだもの

タンクの専用種別	試験圧力 kg/cm ²	時間 (分)
石油類(ガソリンを除く。)、魚油、植物油、ベンゾール、カセイソーダ液、クレオソート、ニガリ、蜂蜜、濃硫酸、甲種硝酸、発煙硫酸、トリクレソール、トリオール、アルコール、オクタノール、ラテックス、アニリン、アルミナ、ホルマリン、クラフトパルプ廃液、シクロヘキサン、アスファルト、硫酸ソーダ、フタル酸ジオクチル、オルソキシレン、液体サイゾール、液体肥料、 ^{プロピレングリコール、アセトニトリル、ニトリル、エチレングリコール、油圧油等の時、バクテリアを抑制する目的で、ニトリル、ニトロトルエン、}	2.0	10
亜硫酸パルプ廃液、クロールスルホン酸、メタノール	2.5	10
ガソリン、アンモニア水、二硫化炭素、アセトン	3.0	10

- イ タンクの胴及び鏡板が腐蝕して取替えを要するもの
- ウ 台ワクが半分以上解体を要するもの
- エ その他アからウまでと同等又はそれ以上の加修を要するもの

- 2 鉄道管理局長等及び工場長は、私有貨車の検査を行なった場合、前項各号の1に該当するものを発見したときは、常備駅所管の支社長に報告しなければならない。
- 3 常備駅所管の支社長は、前項の報告を受けた場合は、その内容を審査のうえ所有者に通知しなければならない。
(改造)

第20条 所有者が、私有貨車を改造(第3項に規定する軽微な改造を除く。)しようとする場合は、私有貨車改造申請書(別表第21)並びに改造に関係のある部分の工事仕様書及び図面を各2通運転局長に提出させるものとする。

- 2 運転局長は、前項の申請を受けた場合は、その可否を決定し、所有者に通知する。
- 3 次の各号の1に該当する軽微な改造については、工事箇所を所管する支社長において前各項の規定を準用して処理するものとし、その旨を常備駅を所管する支社長に報告するものとする。ただし、第4号、第5号及び第8号に規定する改造については、事前に運転局長の指示を受けるものとする。
 - (1) タンク車の手スリ、渡り板、ハシゴ等主として所有者の荷役上必要な改造
 - (2) ほうろう引き、所屬き章の取付け及び取りはずし
 - (3) しや熱装置の取りはずし(ガソリン専用タンク車に限る。)
 - (4) 側ブレーキテコ止装置の取付け
 - (5) 自動スキマ調整器の取付け
 - (6) タンクの内部塗装の変更

- (7) 大物車に一時的に行なう積付上の改造
 - (8) その他車種変更の伴わないもの及びブレーキ率の基準を犯さないものの改造
- (委託工事)

第21条 第19条第1項第1号及び第2号に規定する検査及び修繕について特に委託を受けた場合は、その費用を徴収し、国鉄で施行することができる。この場合、所管鉄道管理局長等又は工場長は、私有貨車委託工事申請書(別表第20)並びに必要に応じ工事仕様書及び図面各2通を提出させるものとする。

(所有者の行なう修繕)

第22条 所有者が第19条第1項第3号に規定する私有貨車の修繕を施行しようとする場合は、私有貨車修繕申請書(別表第22)並びに工事仕様書及び図面各2通を運輸局長に提出させるものとする。

2. 運輸局長は、前項の申請を受けた場合は、その可否を決定し、所有者に通知する。

(工事の立合い) *鉄道管理局長等又は工場長*

第23条 支社長は、第19条第1項及び第20条第3項の規定によつて所有者が私有貨車の検査及び修繕並びに軽微な改造をする場合は、あらかじめ施行月日その他を所有者と協議し、施行の際は、職員を派遣してこれに立ち会わせるものとする。

(試運転及び受取検査)

第24条 ~~鉄道管理局長等は、前条に規定する工事の施行後、所有者と打合せのうえ、必要に応じ試運転を行ない、運転上支障のない旨の確認をしなければならない。~~

~~(全般検査に伴う入出場の取扱い及びその計画等の報告)~~

第25条 私有貨車の全般検査に伴う入出場の取扱いについては、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 常備駅(臨時常備駅を含む)所管の鉄道管理局長等は、関係工場長と協議のうえ、全般検査に伴う入出場を取り扱うものとする。ただし、臨時常備駅の鉄道管理局長等は、原常備駅を所管する鉄道管理局長等に通知するものとする。

(2) 全般検査の入出場計画に際し臨時常備駅を所管する支社に入出場計画を依頼する場合は、事前に打ち合わせるものとする。

2. 常備駅所管の支社長は、前項各号の計画及び実績について、次の各号の定めるところによりそれぞれ運輸局長に報告しなければならない。

- (1) 翌年度の入場計画を9月末日まで
- (2) 当該年度の上半期の実績及び下半期の修正計画をその年度の10月10日まで

(事故及びその報告)

第26条 鉄道管理局長等は、私有貨車の破損の原因

が国鉄の責任によると認められた場合には、車種番号、破損箇所、状態、破損の原因、復旧見込日数、所要経費概算等を詳細に取り調べ、私有貨車破損調査(別表第23)を所管の支社長を経由して運輸局長に報告しなければならない。

2. 私有貨車に起因して事故が発生し、その原因が所有者の責めに帰すものであると認めるときは、これによつて生じた損害額は、所有者から徴収するものとし、事故の原因、状況及び損害額を詳細に取り調べ、~~所管の支社長~~を経由して運輸局長に報告しなければならない。

3. 前各項の場合、当該車両の常備駅所管の鉄道管理局以外で発生したときは、常備駅所管の支社長及び鉄道管理局長これを通ずるものとする。

(入出場の通知)

第27条 私有貨車を全般検査又は著しく加修を要する臨時検査のために工場(国鉄外の工場を含む)に入出場させた場合は、車両入出場及び回送基準規程第3条に規定する入出場区取扱区長は、入出場月日、車種番号、入場理由及び工場名を、所管鉄道管理局長等及び所有者に速報するものとする。

附 則

- 1. この達は、*昭和40年5月15日運輸省令第5号で昭和40年4月1日*別に定める日から施行する。
- 2. この達は、*昭和40年4月20日限り有効とする。*施行の日から3年間有効とする。
- 3. この達施行の際、現に私有貨車として車籍に編入され、契約が締結されているものについては、この達の定めるところにより、車籍編入され、及び契約されたものとみなす。

(運輸局、工作局、営業局)

(新法規車両機械12ページ車両換算)
(基準規程の前)

*→ 第24条
第4号を以て20年を1項、2項程に上り、所有者が私有貨車の新製又は改造をした場合は、当該工事施行場所を所管する鉄道管理局長に、費用を徴収して試運転及び受取検査を行ない、その結果を運輸局長に報告しなければならない。*

2. 第19条第1項第1号及び第2号の2項に上り、所有者が私有貨車の全般検査に際し臨時常備駅を所管する支社に入出場計画を依頼する場合は、事前に打ち合わせるものとする。

別表第1 (第3条)

私有貨車契約種類別表

契約種別	保守負担別	車種又は専用種別
甲号の1	国鉄	大物車、車運車
甲号の2	所有者	大物車
乙号の1	国鉄	ガソリン、石油類(ガソリンを除く)、魚油、植物油、ベンゾール、カセイソーダ液、アンモニア水、クレオソート、ニガリ、糖蜜、濃硫酸、甲種硝酸、シクロヘキサノ、シクロヘキサノ、発煙硫酸、濃硫酸及び発煙硫酸、二硫化炭酸、アルミナ、亜硫酸、クロールスルホン酸、ラフトバルブ廃液、クローラスルホン酸、アルコール、オクタノール、ラテックス、アニリン、メタノール、アセトン、トルオール、ホルマリン、石灰石、ドロマイト、焼結鉱、アスファルト、珪酸ソーダ、フタル酸ジオクチル、オルソキシレン、液体サイズ剤、液体肥料、麦芽、コールタール、セメントクリンカ、プロピレンダイオライド、アセトンシアンヒドリン
乙号の2	国鉄及び所有者	希硫酸、希硫酸及びリン酸、リン酸、メチルビニールエーテル、希硝酸、濃硝酸、酢酸、無水酢酸、酢酸エチル、酢酸ビニール、四塩化炭素、アルコール(内部ステンレスのもの)、ホルマリン(アルミニウム又はステンレス製のもの)、石炭酸、セメント、鉱石、カーバイト、生灰石、カーバイト及び生石灰、メタノール(アルミニウム又はステンレス製のもの)、ユーロイド(アルミニウム製のもの)、デメチルアミン、エチレングリコール(ステンレス製のもの)、アルミナ(アルミ製及び特殊装置のもの)、アクリルニトリル、プロピレンゴリコール(内部ステンレスのもの)、リン酸ソーダ、パラアルデヒド、ソーダ灰、ステレンモノマー、クロホルム、珪酸ソーダ(ステンレス製のもの)、メチルメタアクリレート、過酸化水素、脂肪酸、トリクロールエチレン(アルミニウム製又はステンレス製のもの)、クローラスホン酸(ステンレス製のもの)、アセトアルデヒド、カセイソーダ液(内部ステンレスのもの)、プロピオン酸、カーボンブラック、PPG、TDI、 <i>その他</i>
乙号の3	同上	塩酸、塩素酸石灰液、塩酸及びアミノ酸、S酸肥液、カセイソーダ液(ゴムライニングのあるもの)、カセイソーダ液及びカセイカリ(ゴムライニングのあるもの)、晒液、アンモニア水(ゴムライニングのあるもの)、液体硫酸アルミニウム、 <i>その他</i>
乙号の4	同上	液化アンモニア、液化塩素、液化塩化ビニール、液化エチレン、LPガス(最高使用圧力の9kg/cm ²)、LPガス(最高使用圧力16kg/cm ²)、LPガス(最高使用圧力19kg/cm ²)
丙号の1	国鉄	袋詰セメント

別表第2 (第11条)

私有貨車臨時専用種別変更表

原専用種別	臨時に変更できる専用種別
ガソリン	ベンゾール、クレオソート、糖蜜、シクロヘキサノ、亜硫酸、アルブ廃液、アルコール、アニリン、メタノール、アセトン、トルオール、ブタノール、オルソキシレン、アルキルベンゾール、アルキルキシレン、コールタール、石油類(届出書) <i>石油類、ガソリン、ベンゾール、クレオソート、糖蜜、アニリン、メタノール、アセトン、トルオール、ブタノール、オルソキシレン、アルキルベンゾール、アルキルキシレン、コールタール、石油類</i>
石油類(ガソリンを除く)	クレオソート、糖蜜、アニリンオイル
植物油	糖蜜
ベンゾール	クレオソート、シクロヘキサノ、アニリンオイル、トルオール、ブタノール、コルオール、メチルオクチル、 <i>その他</i>
カセイソーダ液	糖蜜、濃硫酸、珪酸ソーダ、プロピレングリコール、カセイカリ、クローラベンゾール、塩化カルシウム液、亜硫酸バルブ廃液、 <i>その他</i>
アンモニア水	亜硫酸バルブ廃液
クレオソート	コールタール
ニガリ	カセイソーダ液
濃硫酸	カセイソーダ液、アンモニア水、甲種硝酸、クローラスホン酸、カセイカリ
甲種硝酸	クローラスルホン酸
クラフトバルブ廃液	液体サイズ剤
アルコール	ベンゾール、糖蜜、亜硫酸バルブ廃液、メタノール、アセトン、ホルマリン、フタル酸ジオクチル、酢酸エチル、酢酸ビニールモノマー、ブタノール、清酒、ウイスキー、原料ブドウ酒、フタル酸エステル、サンサルエキス、ソルベント
メタノール	オクタノール、アセトン、ホルマリン、ユーロイド、ブタノール
アセトン	トルオール、 <i>その他</i>
トルオール	メタノール、 <i>その他</i>
ホルマリン	メタノール
フタル酸ジオクチル	オクタノール
液体サイズ剤	クラフトバルブ廃液
リン酸	液体硫酸アルミニウム
希硝酸	甲種硝酸、クローラスルホン酸、ホルマリン、液体肥料
濃硝酸	メタノール、ホルマリン、カセイソーダ液
酢酸	酢酸エチル、パラアルデヒド、 <i>その他</i>
無水酢酸	酢酸エチル、 <i>その他</i>
酢酸ビニール	酢酸
四塩化炭素	リン酸
塩酸	亜硫酸バルブ廃液
S酸肥液	塩酸及びアミノ酸
液体アンモニア	アンモニア水
液化塩素	塩素
液化エチレン	エチレン
LPガス(9kg/cm ²)	LPガス(9kg/cm ²)
LPガス(16kg/cm ²)	LPガス(16kg/cm ²)
LPガス(19kg/cm ²)	LPガス(19kg/cm ²)

別表第1 (第3条)

私有貨車契約種類別表

契約種別	保守負担別	車種又は専用種別
甲号の1	国鉄	大物車、車運車
甲号の2	所有者	大物車
乙号の1	国鉄	ガソリン、石油類(ガソリンを除く)、魚油、植物油、ベンゼール、カセイソーダ液、アンモニア水、クレオソート、ニガリ、糖蜜、濃硫酸、甲種硝酸、シクロヘキサノ、シクロヘキサノン、発煙硫酸、濃硫酸及び発煙硫酸、二硫化炭素、アルミナ、亜硫酸バルブ廃液、クラフトバルブ廃液、クロールスルホン酸、アルコール、オクタノール、ラテックス、アニリン、メタノール、アセトン、トルオール、ホルマリン、石灰石、ドロマイト、焼結鉄、アスファルト、珪酸ソーダ、フタル酸ジオクチル、オキシレン、液体サイズ剤、液体肥料、麦芽、コールタール、セメントクリンカ、プロピレンダイオライド、アセトンシアンヒドリ
乙号の2	国鉄及び所有者	希硫酸、希硫酸及びリン酸、リン酸、メチルビニールエーテル、希硝酸、濃硝酸、酢酸、無水酢酸、酢酸エチル、酢酸ビニール、四塩化炭素、アルコール(内部ステンレスのもの)、ホルマリン(アルミニウム又はステンレス製のもの)、石灰酸、セメント、鉱石、カーバイト、生灰石、カーバイト及び生石灰、メタノール(アルミニウム又はステンレス製のもの)、ユーロイド(アルミニウム製のもの)、チメチルアミン、エチレンジグリコール(ステンレス製のもの)、アルミナ(アルミ製及び特殊装置のもの)、アクリルニトル、プロピレンゴリコール(内部ステンレスのもの)、リン酸ソーダ、パラアルデヒド、ソーダ灰、ステレンモノマー、クロホルム、珪酸ソーダ(ステンレス製のもの)、メチルメタアクリレート、過酸化水素、脂肪酸、トリクロロエチレン(アルミニウム製又はステンレス製のもの)、クロールスホン酸(ステンレス製のもの)、アセトアルデヒド、カセイソーダ液(内部ステンレスのもの)、プロピオン酸、カーボンブラック、PPG、TDL、 <i>その他</i>
乙号の3	同上	塩酸、塩酸石灰液、塩酸及びアミノ酸、S酸肥液、カセイソーダ液(ゴムライニングのあるもの)、カセイソーダ液及びカセイカリ(ゴムライニングのあるもの)、晒液、アンモニア水(ゴムライニングのあるもの)、液体硫酸アルミニウム、 <i>その他</i>
乙号の4	同上	液化アンモニア、液化塩素、液化塩化ビニール、液化エチレン、LPガス(最高使用圧力の9kg/cm ²)、LPガス(最高使用圧力16kg/cm ²)、LPガス(最高使用圧力19kg/cm ²)
丙号の1	国鉄	袋詰セメント

エトレン酸、油、*その他*
 不揮発性溶剤、*その他*
 コソリット、*その他*
 アルミナ、*その他*

フタル酸、*その他*
 フロトアルデヒド
 グリコル(アセト)、*その他*
 ルホルムアイト、*その他*

別表第2 (第11条)

私有貨車臨時専用種別変更表

原専用種別	臨時に変更できる専用種別
ガソリン	ベンゼール、クレオソート、糖蜜、シクロヘキサノ、亜硫酸バルブ廃液、アルコール、アニリンオイル、メタノール、アセトン、トルオール、ブタノール、オルソキシレン、アルキルベンゼール、アルキルキシレン、コールタール、石油類(届出書) <i>植物油、その他</i>
石油類(ガソリンを除く)	クレオソート、糖蜜、アニリンオイル <i>亜硫酸バルブ廃液</i>
植物油	糖蜜 <i>ニガリ</i>
ベンゼール	クレオソート、シクロヘキサノ、アニリンオイル、トルオール、ブタノール、コ <i>石炭酸、その他</i>
カセイソーダ液	糖蜜、濃硫酸、珪酸ソーダ、プロピレングリコール、カセイカリ、クロールベンゼール、塩化カルシウム液、亜硫酸バルブ廃液 <i>その他</i>
アンモニア水	亜硫酸バルブ廃液
クレオソート	コールタール
ニガリ	カセイソーダ液
濃硫酸	カセイソーダ液、アンモニア水、甲種硝酸、クロールスルホン酸、カセイカリ <i>フタル酸、その他</i>
甲種硝酸	クロールスルホン酸
クラフトバルブ廃液	液体サイズ剤
アルコール	ベンゼール、糖蜜、亜硫酸バルブ廃液、メタノール、アセトン、ホルマリン、フタル酸ジオクチル、酢酸エチル、酢酸ビニールモノマー、ブタノール、清酒、ウイスキー、原料ブドウ酒、フタル酸エステル、サンサルエキス、ソルベント
メタノール	オクタノール、アセトン、ホルマリン、ユーロイド、ブタノール
アセトン	トルオール、 <i>アセトール</i>
トルオール	メタノール <i>ユーロイド、アセトン</i>
ホルマリン	メタノール
フタル酸ジオクチル	オクタノール
液体サイズ剤	クラフトバルブ廃液
リン酸	液体硫酸アルミニウム
希硝酸	甲種硝酸、クロールスルホン酸、ホルマリン、液体肥料
濃硝酸	メタノール、ホルマリン、カセイソーダ液
酢酸	酢酸エチル、 <i>パラアルデヒド、その他</i>
無水酢酸	酢酸エチル <i>エタノール、フロトアルデヒド</i>
酢酸ビニール	酢酸
四塩化炭素	リン酸
塩酸	亜硫酸バルブ廃液
S酸肥液	塩酸及びアミノ酸
液体アンモニア	アンモニア水
フタル酸	トルオール、 <i>フタル酸</i>

ガソリン、*その他*、*その他*、*その他*、*その他*、*その他*
 エトレン酸、*その他*、*その他*、*その他*、*その他*、*その他*

プロピレンオキサイド、焼酎、三酢酢酸、塩酸(水)、水酸化ナトリウム、アルコール

別表第3 (第4条)

私有貨車車籍編入申請書

年 月 日

日本国有鉄道総裁.....殿

所有者住所.....

名 義.....

代表者.....印

当社で.....トン積み.....軸(.....軸ボギー).....車(.....専用).....両を.....会社で製作し、国鉄の車籍に編入して、下記により使用したいので、契約書、車両製作仕様書及び図面各2通を添えて申請します。

記

- 1 常備駅線駅
ただし、前記の駅には、当社所有の専用線があります。(又は何々会社所有の専用線の使用承認済み)
2 主として運用する区域

別表第4 (第4条)

(契約種別甲号の1)

印 紙

私有貨車車籍編入に関する契約書

何々所有 車を日本国有鉄道の車籍に編入することについて、日本国有鉄道総裁何某(以下「甲」という。)と何々代表者何某(以下「乙」という。)とは、次の条項によつて契約を締結する。

- 第1条 本文車両(以下「車両」という。)の取扱いについては、私有貨車取扱基準規程(昭和40年4月運達第4号)による。
第2条 車両の検査及び修繕その他輸送上の取扱いは、すべて甲の所有車両と同様とし、甲が施行する。
2 車両を空車で留置するときは、乙の専用線に収容する。
第3条 車両に生じた損害及び車両に基因する一切の損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により発生したものについては、この限りでない。
第4条 改造に属する工事は、あらかじめ甲乙協定し、その費用は乙の負担とする。
第5条 甲が使用にたえないものと認めた車両又は車籍を除外することを適当と認めた車両は、甲は、いつでもその車籍を除外し、その旨を乙に通告する。
2 車籍を除外した車両は、甲の指定した期日までに、国鉄線外に搬出しなければならない。

第6条 甲と乙は、車両の車種、番号、両数及び受授の場所について、相互に協定する。

第7条 この契約期間は、昭和...年...月...日から昭和...年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、当事者の一方から契約破棄の申出がないときは、次の1箇年間引き続き効力を有するものとし、以後この例による。

以上の契約の証として、この証書2通を作成し甲と乙とがおのおの記名なつ印して、各自その1通を保有する。

...年...月...日

日本国有鉄道総裁.....印
所有者 代表.....印

別表第5 (第4条)

(契約種別甲号の2)

第2条を次のとおりとし、その他はすべて別表第4と同様とする。

第2条 車両の輸送上の取扱いは、すべて甲の所有車両と同様とし、甲が施行する。ただし、全般検査、仕立検査(指定取替)及び臨時検査は、甲の職員が立会いのうえ、乙が施行する。

2 車両を空車で留置するときは、乙の専用線に収容する。

別表第6 (第4条)

(契約種別乙号の1)

印 紙

私有貨車車籍編入に関する契約書

何々所有 車を日本国有鉄道の車籍に編入することについて、日本国有鉄道総裁何某(以下「甲」という。)と何々代表者何某(以下「乙」という。)とは、次の条項によつて契約を締結する。

- 第1条 本文車両(以下「車両」という。)の取扱いについては、私有貨車取扱基準規程(昭和40年4月運達第4号)による。
第2条 車両の検査、修繕(全般検査時の外部塗装を含む。)、手当 タンク外部の塗装の補修その他輸送上の取扱いは、すべて甲の所有車両と同様とし、甲が施行する。ただし、タンク内部の塗装しや熱装置及び保温装置に対する修繕並びにタンク内部外部の常時の清掃(入場時の場合も含む。)は乙が施行する。
2 車両を空車で留置するときは、乙の専用線に収容する。
第3条 車両に生じた損害及び車両に基因する一切

→ 乙が甲による改造に属する工事は、あらかじめ甲乙協定し、その費用は乙の負担とする。

の損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により発生したものについては、この限りでない。

第4条 改造に属する工事は、あらかじめ甲乙協定し、その費用は乙の負担とする。

第5条 甲が使用にたえないものを認めた車両又は車籍を除外することを適当と認めた車両は、甲は、いつでもその車籍を除外し、その旨乙に通知しなければならない。

2 車籍を除外した車両は、甲の指定した期日までに国鉄線外に搬出しなければならない。

第6条 甲と乙は、車両の車種、番号、両数及び受授の場所について、相互に協定する。

第7条 この契約期間は、昭和...年...月...日から昭和...年3月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、当事者の一方から契約破棄の申出がないときは、次の1箇年間引き続き効力を有するものとし、以後この例による。

以上の契約の証として、この証書2通を作成し甲と乙とがおのおの記名なつ印して、各自その1通を保有する。

...年...月...日

日本国有鉄道総長.....印
所有者 代表.....印

別表第7 (第4条)

(契約種別乙号の2)

第2条を次のとおりとし、その他はすべて、別表第6と同様とする。

第2条 車両の検査、修繕(全般検査時の仕上塗装を含む。)、手当、タンク外部の塗装の補修その他運転上の取扱いは、すべて甲の所有車両と同様とし甲が施行する。ただし、タンク及びその附属品(しや熱装置、保温装置及びタンク内部の各種ライニングを含む。の)修繕並びにタンク内外部の常時の清掃(入場時の場合を含む。))は乙が施行することとし、修繕を甲に委託する場合は、そのつど費用を支払うものとする。

2 車両を空車で留置するときは、乙の専用線に收容する。

別表第8 (第4条)

(契約種別乙号の3)

第2条を次のとおりとし、その他はすべて別表第6と同様とする。

第2条 車両の検査、修繕(全般検査時の仕上塗装を含む。)、手当、タンク外部の塗装の補修その他運転上の取扱いは、すべて甲の所有車両と同様とし、甲が施行する。ただし、タンク及びその附属品(しや熱装置、保温装置及びタンク内部の各種ライニングを含む。の)修繕は、甲の指定した場所に回送のうへ、乙が施行し、またタンク内外部の常時の清掃(入場時の場合を含む。))は乙が施行する。

2 車両を空車で留置するときは、乙の専用線に收容する。

別表第9 (第4条)

(契約種別乙号の4)

第2条を次のとおりとし、その他はすべて別表第6と同様とする。

第2条 車両の検査、修繕(全般検査時の仕上塗装を含む。)、手当、タンク外部の塗装の補修その他運転上の取扱いは、すべて甲の所有車両と同様とし、甲が施行する。ただし、2 空車保送規則(昭和40年通商産業省令第57号) 規則(昭和26年通商産業省令第68号)によるタンクの耐力試験並びにタンク及びその附属品(しや熱装置、保温装置及びタンク内部の各種ライニングを含む。の)修繕及び清掃並びに国鉄工場入場時のタンクの高圧ガス抜き、窒素封入、真空状態等の処置は、乙が施行する。

2 車両を空車で留置するときは、乙の専用線に收容する。

別表第10(第4条)

(契約種別丙号)

印紙

私有貨車車籍編入に関する契約書

何々所有有ガイ貨車を日本国有鉄道の車籍に編入することについては、日本国有鉄道総裁何某(以下「甲」という。)と何々代表何某(以下「乙」という。)とは、次の条項によつて契約を締結する。

第1条 本文車両(以下「車両」という。)の取扱いについては、私有貨車取扱基準規程(昭和40年4月運達第5号)による。

第2条 車両の検査、修繕(全般検査時の外部塗装を含む。)、手当、外部の塗装の補修その他運転上の取扱いは、すべて甲の所有車両と同様とし甲が施行する。

2 車両を空車で留置するときは、乙の専用線に収容する。

第3条 車両に生じた損害及び車両に基因する一切の損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により発生したのについては、この限りでない。

第4条 改造に属する工事は、あらかじめ甲乙協定し、その費用は乙の負担とする。

第5条 甲が使用にたえないものと認めた車両又は車籍を除外することを適当と認めた車両は、甲はいつでもその車籍を除外し、その旨を乙に通知しなければならない。

2 車籍を除外した車両は、甲の指定した期日までに国鉄線外に搬出しなければならない。

第6条 甲とは、車両の車籍、番号、両数、受授の場所及び運用の諸条件については、相互に協定する。

第7条 この契約期間は、昭和...年...日から昭和...年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、当事者の一方から契約破棄の申出がないときは、次の1箇年間引き続き効力を有するものとし、以後この例による。

以上の契約の証として、この証書2通を作成し甲と乙とがおのおのの記名なつ印して、各自その1通を保有する。

...年...月...日

日本国有鉄道総裁.....印

所有者 代表.....印

乙が甲に属する修理に属する工事の施行方針については、あらかじめ甲乙協定し、その費用は乙の負担とする。
2. 甲の所有する改造に属する工事の施行方針については、甲乙協定し、その旨を乙に通知しなければならない。

別表第11 (第6条)

第 号

昭和 年 月 日

私有貨車車籍編入通達書

..... 殿

運輸局長

所有者名	車種	記号番号	両数	荷重	換算両数		全般検査 施行場所	修繕場	施行所	常備支社 (常備駅)	適用年月日
					積	空					

(省 略)

登録64-1312-F69 B4 第A45

昭和 年 月 日作成 作成者名 電話 番

別表第12(第8条)

私有貨車車籍除外申請書

年 月 日

日本国有鉄道総裁殿

所有者住所.....

名 義.....

代表者.....印

当社所有の私有貨車は、次の理由により車籍を除外したいので申請します。

記 号	番 号	常 備 駅	専 用 種 別	理 由
(省 略)				

別表第13 (第8条)

年 月 日

運輸局長殿
(.....支社長経由)

.....鉄道管理局長
工場長

私有貨車車籍除外調書

.....会社所有の次の私有貨車は、車籍除外が適当と認められるので進達します。

記号番号	常備駅	専用種別	理由	車両状態	復旧費概算
(省 略)					

別表第14 (第10条)

私有貨車専用種別変更申請書

昭和 年 月 日

運 転 局 長 殿

所有者

住 所.....

名 義.....

代表者.....印

当社の所有する次の私有貨車.....両の専用種別を変更したいので申請します。

記号番号	旧		新		荷重トン数		次回全般 検査 年月	理 由
	種 別	比 重	種 別	比 重	旧	新		
(中 略)								

別表第15 (第11条)

私有貨車臨時専用種別変更申請書
届出

.....鉄道管理局長殿

所有者

住所.....

名義.....

代表者.....

当社の所有する次の私有貨車.....両の専用種別を変更したので申請します。

記号番号	旧		新		荷重トン数		期 間	タンクの内径 及び長さ	理 由
	種 別	比量	種 別	比重	旧	新			
						からまで		
						からまで		
(省 略)									
						からまで		
						からまで		
発 駅					着 駅				

別表第16 (第13条)

私有貨車常備駅変更申請書

年 月 日

運 転 局 長 殿

所有者住所.....

名 義.....

代表者.....印

当社所有の私有貨車の常備駅を次のように変更したので、申請します。

記 号 番 号	専 用 種 別	常 備 駅		次 回 全 般 検 査 年 月	理 由
		新	旧		
(中 略)					

ただし、新常備駅には、当社所有の専用線があります。(又は.....会社所有の専用線の使用承認済み。)

別表第17 (第14条)

私有貨車第三者使用申請書

年 月 日

.....鉄道管理局長殿

所有者住所.....

名 義.....

代表者.....印

借受者住所.....

代表者.....印

.....会社所有の次の私有貨車を.....会社で借り受け、.....駅に臨時常備し使用したいので、所有者及び借受者連署で申請します。

記号番号	専用種別	常 備 駅			期 間	次回全般 検査年月	借 入 理 由
		臨 時		原			
		新	前				
				からまで		
(中 略)							
				からまで		

ただし、臨時常備駅には、借受人所有者の専用線があります。(又は.....会社所有の専用線の使用認可済み。)

別表第18 (第15条)

私有貨車臨時常備駅変更申請書

年 月 日

.....鉄道管理局長殿

所有者住所.....

名 義.....

代表者.....印

当社所有の私有貨車の常備駅を次のように変更したいので、申請します。

記号番号	専用種別	常 備 駅		期 間	次回全般 検査年月	理 由
		臨 時	原			
(省 略)						

ただし、臨時常備駅には、当社所有者の専用線があります。(又は.....会社所有の専用線の
使用承認済み。)

別表第19 (第17条)

私有貨車所有者名義変更申請書

年 月 日

日本国有鉄道総裁殿

旧所有者住所.....

名 義.....

代表者.....印

新所有者住所.....

名 義.....

代表者.....印

貴国鉄に車籍を有する私有貨車の所有者名義を、次のように変更したので、契約書を添え、新旧所有者連署で申請します。

記号番号	専用種別	常 備 駅		変 更	理 由
		新	旧		
(省 略)					

ただし、常備駅には、新所有者の専用線があります。(又は.....会社所有の専用線の使用承認済み。)

別表第20 (第18条及び第21条)

私有貨車委託工事申請書

年 月 日

.....鉄道管理局長殿
(又は.....工場長)

所有者住所.....

名 義.....

代表者.....印

当社所有の次の私有貨車の工事を、国鉄に委託したいので、(工事仕様書及び図面各2通を添え)申請します。

記 号 番 号	概 要	理 由
(省 略)		

別表第21 (第20条)

私有貨車改造申請書

年 月 日

運 転 局 長 殿

(又は.....支社長)

所有者住所.....

名 義.....

代表者.....印

当社所有の次の私有貨車は.....会社で.....の改造をしたいので、工事仕様書及び図面各2通を添えて申請します。

記 号 番 号	前		後		荷 重 ト ン 数		次 回 全 般 検 査 年 月	理 由
	専 用 種 別	比 重	専 用 種 別	比 重	前	後		
(省 略)								

別表第22 (第22条)

私有貨車修繕申請書

年 月 日

運 転 局 長 殿

所有者住所.....

名 義.....

代表者.....印

当社所有の次の私有貨車を.....会社で.....の修繕をしたいので、工事仕様書及び図面各2通を添え申請します。

記 号 番 号	荷 重	専 用 種 別	常 備 駅	製 造 年 月 所	記 載 方
(省 略)					

別表第23 (第26条)

第 号
昭和 年 月 日

私有貨車破損調査

運 転 局 長 殿
(.....支社長経由)

.....鉄道管理局長

形式	記号番号	常備駅
専用種別	積 空	所有者名
事故 発生	年 月 日	線 駅 列車
箇所及び状態		

原因		

